平成２８年（フ）第２０８号
茨城県小美玉市鶴田793番地
債務者　浅野　光男
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第３１号
滋賀県長浜市常喜町300番地９
債務者　宮川　里美
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２８年（フ）第３４１号
兵庫県姫路市余部区下余部600番地２
債務者　八十　諄子
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３４５号
兵庫県姫路市広畑区蒲田１丁目58番地パレスイナバ105号
債務者　泉岡久美子
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１０９８号
福岡市早良区百道３丁目17番７―205号
債務者　木村　信夫
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１０９号
福岡市南区弥永５丁目16番３号
債務者　熊谷　真聡
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１７２号
福岡市中央区高砂２丁目13番13―205号
債務者　中川　恵理
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２１３号
福岡市中央区荒戸３丁目１番12―303号
債務者　吉　賀津夫
1　決定年月日時　平成28年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２８８号
福岡県春日市春日10丁目50番地１　エルブ・ソヴァージュ101号
債務者　生田　絵里（旧姓石内）
1　決定年月日時　平成28年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２８９号
福岡市東区和白東１丁目６番26号
債務者　村田　慎二
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２９１号
福岡県宗像市土穴３丁目３番10号
債務者　猿渡　直美
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３０２号
福岡県糟屋郡粕屋町長者原東７丁目５番21号ヒルトップ粕屋Ⅰ　101号
債務者　井手麻祐子
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３０５号
福岡市早良区星の原団地71番505号
債務者　石橋　龍馬
1　決定年月日時　平成28年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７２号
福岡県うきは市吉井町千年212番地　セレスちとせ１号
債務者　中島　裕子
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第３２４号
熊本市西区池田３丁目46番29号　グリーンハイム101、前住所熊本市南区十禅寺２丁目２番31号　東かねさコーポ101
債務者　吉本佳奈江
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第９６号
茨城県龍ケ崎市2938番地
債務者　石田　光枝
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１０９号
茨城県稲敷郡河内町生板2084番地４
債務者　今村　丕惠
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係